

2016年ロシア議会選挙 ——競争的権威主義における競争と統制

永綱憲悟

はじめに

本稿は2016年9月に実施されたロシア議会下院（国家会議）選挙について、その制度、運動、結果を整理したものである。その際、現代ロシアの政治体制を「競争的権威主義」の一典型と捉え、選挙プロセスにおいて「競争」要素と「統制」要素がどのように発現しているか（あるいは組み合わされているか）ということに着目した。いうまでもなく、このような政治体制のもとでは、競争面と統制面が単純に並立しているわけではなく、競争させながら統制する、あるいは統制により競争させるといった矛盾に満ちた構造がある。このため選挙制度も選挙プロセスもかなり複雑で、容易には理解しがたい面もある。

だが幸いにも——これもこのような体制の一つの特徴であるが——体制内であって、政権に対して批判的な視点を維持し、政治プロセスを分析し、ウェブサイトにおいて公表している研究者やジャーナリスト、市民団体があ¹⁾。以下、競争的権威主義という概念を確認したのち、彼らの解説を手掛かりに、選挙制度と運動、選挙結果について紹介し、かつ独自の分析を行うこととする。

1. 選挙の前提

議会選挙はそれを行うどの国にとっても大きな意義を持つ。だがその意味合いは、その国の政治体制の特質、また政治状況により当然大きく異なる。ここでは2016年ロシアの議会選挙がどのような政治体制と政治状況の下で行われたのか、それを確認しておく。

(1) 競争的権威主義の概念

ソ連崩壊後、ロシアが民主主義の道を進むことを期待された時期があった。だが今やロシアは世界における権威主義体制のビッグ5（ロシア、中国、イラン、サウジアラビア、ベネズエラ）の一つとされる。これらの国は自国で権威主義体制を持続させるのみならず、世界的な民主化の流れを押しとどめ、さらには対外的な情報発信を通して国際的影響力を強化している²⁾。

とりわけ、今世紀の初め以降、民主主義的手法と権威主義的支配とをとりまぜた「ハイブリッド政治体制」が顕著となり、ロシアはその典型国の一つともみなされている。このような体制は「半デモクラシー」「ヴァーチャル・デモクラシー」「選挙民主主義」「半権威主義」「ソフトな権威主義」「選挙権威主義」など多様な名称で呼ばれてきたが、レヴィツキーとウエイが2002年の論文で主唱した「競争的権威主義 (*competitive authoritarianism*)」がその概念規定の明確さもあって、ある程度普及しつつあるように見える。現代ロシアの政治体制も（そして議会選挙も）この競争的権威主義概念で捉えることが最も有効のように思える。以下、この概念について簡潔に説明しておく³⁾。

競争的権威主義についてレヴィツキーとウエイはその基本特徴を以下のように説明している。

「競争的権威主義体制のもとでは公式の民主制度が政治権力行使の主たる手段であると広くみなされている。しかし現職者はそのルールをひじょうに頻繁に、また大きく破るため、体制が民主主義の最低基準を満たさないほど

になる」(p.52)。

「競争的権威主義のもとでは、[民主主義の基本の] 基準がひじょうに頻繁に、また大きく破られているため、政府と反対派の間に不平等な競技場 (*uneven playing field*) が作られる」(p.53)。

「競争的権威主義体制の現職者は公式の民主的ルールを日常的に操作するかもしれないが、ルールをなくすことや、ただの見せかけにしてしまうことはできない」(p.53)。

「競争的権威主義体制のもとでは、選挙がしばしば激しく争われる。選挙プロセスは大規模の国家権力濫用や偏ったメディア報道、反対派候補者への嫌がらせ、全般的な透明性の欠如などの特徴を持つかもしれないが、選挙は定期的に行われ、競争的であり、一般に大量の偽計は行われぬ」(p.55)。

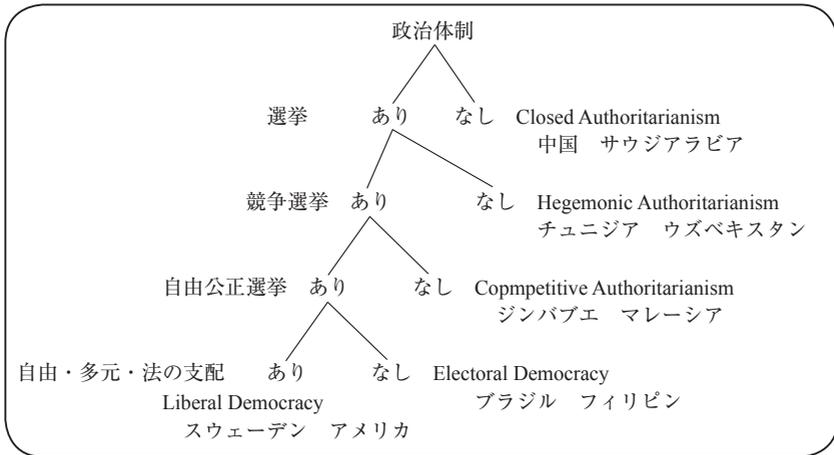
このような体制は、1920年代の東中欧や1940年代半ばから10年間くらいのアルゼンチンやバレーなど、20世紀前半にも出現した(p.59)。しかしそれが増加したのは冷戦終了以降であり、民主主義や選挙が体制正当化の基本原則として国際的に浸透して以降である。1989年以降、この競争的権威主義体制を経験した国は40か国以上にのぼる⁴⁾。

レヴィツキーとウェイによれば、このような体制は「固有の緊張」を内部に抱えている。とくに国民による支持が低下したときに、かりに民主的手続きを厳格に順守すれば権力喪失の危機に陥るが、逆に選挙結果や民主制度を極度に無視すれば国内外からの批判にさらされる。それゆえこの体制から民主的な体制に移行する国もあれば、不安定状況を持続させる国もある。その中でロシアはマレーシアなどと並んで安定的恒常的な競争的権威主義体制とみなされている。そのさい、強い政党と国家があることが(民主主義体制安定にとって重要であると同様に)、権威主義体制安定においても重要である。また競争的権威主義体制においては、反対派が一方で既存ルールでの勝利を求めつつ、同時にルール変更も目指すという「二重のゲーム」を行うことになる⁵⁾と指摘されている。

競争的権威主義とそのほかの政治体制との区分についてはハワードとレス

ラーの説明が明確である（表1）。ヘゲモニック権威主義と競争的権威主義の区別が重要かつ微妙であるが、ハワードとレスラーは支配政党（あるいは指導者）が選挙で70%以上を得る場合をヘゲモニック権威主義の一つの基準としている⁶⁾。

表1 政治体制分類（ハワードとレスラーによる）



出所： Mark Morje Howard and Phillip G. Roessler, “Liberalizing Electoral Outcomes in Competitive Authoritarian Regimes,” *American Journal of Political Science*, Vol. 50, No. 2, April 2006, p. 367.

(2) 競争的権威主義としてのプーチン体制

プーチン・ロシアが十全な民主主義とはいえないということについて多くの論者の中で異論はない。政権による主要テレビ・メディアの掌握、選択的政治的な法適用、治安官僚の跋扈など多くの不備を指摘されている。だが、多くの欠点はあるもののなお「民主主義」と見るか、それとも民主的側面をいくらか伴っているが基本は「権威主義」と見るかについては、立場によって判断が分かれて来た。筆者は以前、この議論にかんして、ロシアは「選挙民主主義」か「選挙権威主義」か、という問いを立て、そのどちらとも言い難い「グレイゾーン」であるという見解を提示した⁷⁾。

こう判断した根拠の一つは、筆者が依拠したシェドラーの選挙権威主義の概念がややあいまいであり、一定の政治競争があるロシアも、ほぼ競争に欠けるカザフスタンも含むようなものだったからである。これに対して競争的権威主義概念は、カザフスタンのような体制をヘゲモニック権威主義として、その範疇から外している。であれば、選挙権威主義を包括的な概念と理解し、そこに「ヘゲモニック」な体制と「競争的」な体制とを位置づけ、ロシアを後者の一例とすることが可能となる。さらなる詳細な検討が必要であるが、本稿では現在のプーチン政治体制を競争的権威主義と捉えておきたい。

さてロシアでこのような権威主義体制が成立した背景については、ロシアの政治学者ゲリマンの分析が示唆に富んでいる。ゲリマンは「選挙権威主義」という概念を用いているが、ロシアの政治体制をヘゲモニックなものとしているわけではなく、ほぼ「競争的権威主義」と読み替えるものである（しかし、この項ではゲリマンの語法に従い「選挙権威主義体制」という言葉を用いる⁸⁾）。

ゲリマンによればロシアの政治体制が「選挙権威主義」となったのは、ソ連崩壊後のエリート間対立を「勝者一人勝ち」基盤——すなわち強力な大統領制導入——で決着したことの「副産物」であった。いったん成立した権威主義体制は経路依存的に持続するが、そのさい3つの制度要因が持続に寄与した。第一は、「スーパー大統領制」であり、この制度がゼロサム的特質を持っているため、現職者は、いかなるコストを払っても権力を維持しようとする事となる。第二は「地方レベルでの権威主義」であり、とくにプーチンによる首長の事実上の任命制導入以降、首長は選挙で結果を示せば、地方での権力独占を容認された。第三は優越支配政党の存在である。プーチン与党として統一ロシア党が形成され、同時に政党法制や選挙法制が変更されることで、同党は議会で圧倒的な地位を得ることとなった。さらに体制内的ないくつかの政党を残すことで強力な反体制野党の出現が阻まれた⁹⁾。

一方でゲリマンは、ペレストロイカ末期1989年から91年における選挙の

役割の重要性に言及し、短いながらも「選挙民主主義」を経験したことが、選挙なしには正統的な体制とみなされないという大前提を作ったとする。つまり競争要因も出発時のロシア体制の中に組み込まれていたと見るのである。ついでながら、ゲリマンは言及していないが、スーパー大統領制も議会選挙も、ロシア憲法の根幹部分を形成しており、ある意味で現行ロシア憲法は競争の権威主義と親和性が高いということもできるであろう。

このような基本要因に加えて、良好な経済成長と、巧妙なメディア規制を通して、プーチン政権は、一定の市民的自由を認め、大量の政治弾圧なしに権威主義体制を維持してきた。しかしゲリマンによれば、2007年暮れの下院選挙での統一ロシア党得票（64.3%）が、この体制のピークであり、経済成果の減少と強制手法の自己規制により、統制のためのリソースの不足が顕著になった。それが権力継承問題と連動して引き起こされたのが、2011-12年の危機、すなわち街頭抗議行動勃発であった。その後の部分的リベラル化と再引き締めを経て、2014年時点で表面上は権威主義的均衡が回復されたものの不安定状態が続くというのがゲリマンの分析であった¹⁰⁾。

ゲリマンはプーチン権威主義体制が不安定状態にあると見ていたが、クリミア編入をめぐる欧米との対立、経済状況の悪化を経た現在、不満行動や一部給与の遅配抗議などが起きたものの、根本的な揺らぎはなく、2016年下院選挙はある程度安定した権威主義体制下での選挙となった。

(3) 2016年ロシア議会選挙——公正選挙での勝利という課題

今回の下院選挙は現ロシア憲法下で7度目であった。議会下院は立法権（予算承認を含む）以外に、首相人事への同意、中央銀行総裁の任免、大統領弾劾の発議権などを有している（憲法103条¹¹⁾）。表2に明らかのように、エリツィン時代には与党（当初は「ロシアの選択」）が比例区で一位となることはなかった。プーチンは統一党と祖国全ロシア党を統合し、統一ロシア党を創設することで下院基盤を確実なものとした。政党全般についてもその数を抑制し、議席獲得政党数を4つに維持してきた。さらに首長公選を事

実上廃止し、下院選挙法制を2000年以降幾度も（ある野党議員によれば78回¹²⁾）変更し、地域によっては行政資源をフル動員しながら、しかし定期的な複数政党参加選挙を維持し、まさしく競争的権威主義体制を堅持してきたのである。

表2 ロシア議会下院（国会会議）選挙（1993-2011）

大統領	エリツィン	エリツィン	エリツィン	プーチン	プーチン	メドヴェージェフ
中央選挙委員長	リャボフ	リャボフ	ヴェシニャコフ	ゲレシニャコフ	チウロフ	チウロフ
投票日	1993/12/12	1995/12/17	1999/12/19	2003/12/7	2007/12/2	2011/12/10
有権者総数	1億0617万835	1億0749万6558	1億0807万2348	1億0890万6244	1億0914万5517	1億0923万7780
投票総数	5375万1696	6920万4819	6666万7647	6063万3179	6953万7065	6565万6526
投票率	54.80%	64.38%	61.69%	55.67%	63.71%	60.10%
参加政党数	13 政党	43 政党	28 政党	23 政党	11 政党	7 政党
議席獲得政党数	8 政党	4 政党	6 政党	4 政党	4 政党	4 政党
阻止条項	5%	5%	5%	5%	5%	7%
1位 政党名	ロシア自由民主党	ロシア連邦共産党	ロシア連邦共産党	統一ロシア党	統一ロシア党	統一ロシア党
得票率	22.92%	22.30%	24.29%	37.57%	64.30%	49.32%
比例議席	59	99	67	120	315	238
2位 政党名	ロシアの選択	ロシア自由民主党	統一	ロシア連邦共産党	ロシア連邦共産党	ロシア連邦共産党
得票率	15.51%	11.18%	23.32%	12.61%	11.57%	19.19%
比例議席	40	50	64	40	57	92
3位 政党名	ロシア連邦共産党	我が家ロシア	祖国全ロシア	ロシア自由民主党	ロシア自由民主党	正義ロシア党
得票率	12.40%	10.13%	13.33%	11.45%	8.14%	13.24%
比例議席	32	45	37	36	40	64
4位 政党名	ロシアの女性	ヤブロコ	右派勢力連合	ロージナ(国民愛国連合)	正義ロシア党	ロシア自由民主党
得票率	8.13%	6.89%	8.52%	9.02%	7.74%	11.67%
比例議席	21	31	24	29	38	56
5位以下の議席獲得政党	ロシア農業党 (7.99% / 21) ヤブロコ (7.86% / 20) ロシアの統一と合意 (6.73% / 18) ロシア民主党 (5.52% / 14)		ジリノフスキー ロック (5.98% / 17) ヤブロコ (5.93% / 17)			

出所：ロシア連邦中央選挙委員会ウェブサイト（過去選挙アルヒーフ）。
http://cikrf.ru/banners/vib_arhiv/gosduma/index.html [閲覧 16/09/26]。また前掲（注7）、
 拙稿「ロシア国政選挙2007-2008…」、表1、19-20頁も参照。

そのような中、2011年選挙で統一ロシア党の得票率が5割を切った。これは、その後の大規模街頭行動勃発とあわせてプーチン政権にとっては晴天の霹靂というべきものであった。したがって2016年下院選挙における政権側の目的は第一に統一ロシア党の勢いを回復し、過半数、できれば3分の2

の議席を獲得すること、第二に街頭行動のきっかけとなるような大規模選挙不正（その露呈）を避けることであった。2012年にメドヴェージェフがある程度手をつけた政治改革（後述）自体が、反対派への譲歩と同時に、これまでのモデルを「権威主義的特質を放棄することなく修正する」という側面をもっており、反対派を（街頭勢力から引き離し）一定程度体制内に取り込むという意図を持っていた¹³⁾。

それゆえ、大統領府第一副長官として今回の選挙を実質的に取り仕切り、自らも一人区に立候補したヴォロディン (*Ilyachoslav Volodin*) は、選挙実施の中心スローガンとして、「競争性、公開性、正統性」を掲げた¹⁴⁾。プーチンもこれに沿って、投票日3日前の9月15日、国民への投票呼びかけにおいて、「選挙運動は終わりとなる。その参加者すべてにとって、公開的で公正な競争のための条件が作られた」と語った¹⁵⁾。

だがプーチン政権は無条件に自由な選挙を求めたわけではむろんなかった。2012年末、大統領復帰後の最初の教書においてプーチンは以下のように、メドヴェージェフの政治改革路線を継承しつつ、一定の枠をはめることを忘れなかった。「ロシアにとって民主主義以外の他の選択肢はありえない。」「しかしロシアの民主主義は、(中略)、外から押し付けられたスタンダードの実現ではない。民主主義は、採択された現行の法令への順守と尊重を含むものである。」「文明的な対話は、文明的な態様で行動し、法の枠内で自らの要求を基礎づけ、形成する政治勢力との間でのみ可能である」¹⁶⁾。

2016年選挙において、実際にどこまで競争性、民主性が確保され、どのような形で統制が維持され、政権与党がどのような勝利を得たのか。以下にそれを確認する。

2. 選挙制度

2016年選挙制度は、2011年下院選挙後の大規模反対運動への対応として設計された。上述の通り、そこには譲歩と統制精緻化の両要素が巧妙に組み

込まれていた。時系列的にいえば、当初の譲歩姿勢が、2014年のクリミア編入を経つつ、次第に統制復活の側面を持ちはじめるといった流れがあった。また統一ロシア党以外の下院議席保有3政党の意向を取り入れるという側面もあった。以上を念頭において2016年下院選挙の制度の概要を説明する。

(1) 2011年街頭運動勃発後の「政治リベラル」改革

2011年下院選挙後、両首都を中心に、全国の大都市で選挙不正を追及する数万人規模の抗議行動が発生した¹⁷⁾。抗議者たちが求めた、選挙のやり直しやプーチン退陣要求はむしろ完全に無視されたものの、政権担当者たちも改革について語ることとなった。まずプーチン（当時首相）は、2011年12月15日の国民直接対話において、大統領による事前の候補者絞り込み（大統領フィルター）を伴う形ではあったが「首長公選」の復活を唱え、あわせて政治制度を「リベラル化し、小さな政党の登録を認める方向へ踏み出すこともできるだろう」と示唆した¹⁸⁾。その一週間後、メドヴェージェフ大統領は、年次教書において「プーチン首相のイニシャチヴを支持し、政治システムの複合的改革を提案する」、「すべての活動的な市民に対して政治生活に参加できる法的可能性を与えなければならない」とし、以下6点の具体策を掲げた。

- ①ロシア連邦構成主体首長（知事）の地方住民による直接選挙への移行。
- ②政党登録手続きの簡素化。
- ③下院選挙および地方議会選挙参加のための署名集めを不要とする。
- ④大統領選挙参加に必要な署名数を30万人までに削減する。
- ⑤議員と選挙民との結びつきを強化するために「225選挙区の比例代表制」を導入する。
- ⑥中央および地方選挙員会編成において、選挙委員会への政党代表を拡大する¹⁹⁾。

こうしたメドヴェージェフ提案がどのような形で2016年の下院選挙制度に結実したか、以下に検討する（なお①の首長公選と④大統領選挙制度につ

いては本稿では取り上げない)。

(2) 混合選挙制度への回帰

1993年から2003年までロシア下院はその半数を比例区で、残る半数を一人区で選出という「混合選挙制度」を維持していた。プーチンは、2004年9月、ベスラン小学校占拠テロ事件への対応として、一人区を廃止し、全国比例一区で行うこととした。これは、政党および議員への地方権力の影響を弱めようとするものであり、同じくテロへの対応として提案された首長公選廃止と並んで、集権統制策の柱の一つであった²⁰⁾。上述メドヴェージェフの提案⑤は、この集権化の行き過ぎを認め、下院での地方の影響を一定程度復活させるという趣旨であった。

では、どのような方式で地方代表が保証されるか。メドヴェージェフは2012年2月、下院に対して新しい選挙法案を提出した。その案では比例450議席選出方式を維持したうえで、全国を225の選挙区に分け、有権者の少ない地方(構成主体)には単独で1選挙区を与える。各政党は比例リスト候補者を最大225の地方(=選挙区)グループに分け、全国得票合算で獲得した比例議席を各選挙区得票に応じて分配することとなっていた²¹⁾。

この方式は議席計算方法が複雑であり、また225に及ぶ選挙区に各政党が比例名簿を用意しなければならないという難点を伴っていた²²⁾。結局この法案は下院で採択されず、かわって大統領に返り咲いたプーチンが、2012年12月の大統領教書で、「多くの政党と専門家」が提案している「混合選挙制度への回帰」に同意し、「戻ろうではないか」と明言することとなった²³⁾。

そしてプーチンは翌13年3月、メドヴェージェフ法案を取り下げ、新たな選挙法修正案を提示した²⁴⁾。この法案はその後一年近くの修正議論を経て、2014年2月ようやく採択された。2003年以前と同様に、議員定数450の半数を比例区で、半数を一人区で選出する「混合選挙制度」を基幹とするこの2014年新選挙法が、その後部分的修正を経つつも、2016年度下院選挙の基本法となった。

この法律によれば、一人区の選挙区編成は人口比例とするが、人口の少ない地方（連邦構成主体）には1選挙区が保証されることとなり、すべての地方から議員が選出されることとなった。ここには、確かに地方との結びつきを強めるという意味で民主主義拡大の側面が含まれていた²⁵⁾。

しかし同時に、一人区の選挙は「相対多数」選出方式であることも看過できない。2011年危機が示したことは、国民の不満が増大した時に、単純な全国比例一区制度では、批判が与党・統一ロシア党に集中し、議席を大きく失うというリスクであった。一人区制度では、多少票を減らしても、統一ロシア党候補が相対多数で当選する可能性が高くなる。また地方においては与党候補者人材、すなわち地方官僚、企業経営者、病院長なども豊富である。加えて、ほとんどの地域において、知事も地方議会多数も統一ロシア党が占めていた。かくして公式上も非公式上も与党候補への支援は手厚いものとなる。つまりは集権化がかなり進行した現段階において、政権与党にとって混合制度は、全国単純比例一区よりもリスクの少ない選挙制度となっていたのである²⁶⁾。

(3) 一人区編成と都市農村結合（ゲリマンダリング）²⁷⁾

新下院選挙法（12条）では、一人区の区割りは中央選挙委員会が編成し、議会審議を経て、法律で10年間固定するものとされていた²⁸⁾。また選挙区は地方（連邦構成主体）をまたがることなく、各選挙区有権者数がほぼ均等になるように編成されねばならなかった（ただし、有権者の少ない地方にも1議席は保証する）。実際の区割りは2015年11月3日に成立した。1議席保証原則により、2つの自治管区（ネネツとチュコト）の有権者数はそれぞれ4万人以下となり、また州をまたがらないという原則上、2つの州（アストラハンとクルガン）とブリヤート共和国の有権者数はそれぞれ有権者数70万人以上となっている²⁹⁾。各地方の選挙区数は表3の通りである。

この関連で大きな問題とされたのは、行政区分上のまとまりを無視した、変則的な選挙区が多く編成されたことである。具体的には州都をはじめとす

表3 各地方の選挙区数

選挙区数	構成主体数	合計選挙区数	具体地方名
15	1	15	モスクワ市
11	1	11	モスクワ州
8	2	16	サンクトペテルブルグ市、クラスノダール地方
7	2	14	ロストフ州、スヴェルドロフスク州
6	2	12	バシコルトスタン共和国、タタールスタン共和国
5	3	15	ニジェゴロド州、サマラ州、ニジェゴロド州
4	10	40	アルタイ地方、クラスノヤルスク地方、ペルミ地方ほか
3	6	18	クリミア共和国、沿海地方、レニングラード州ほか
2	26	52	ウドムルト共和国、チュバシ共和国、ザバイカル地方ほか
1	32	32	アディゲイ共和国、アルタイ共和国、セヴァストポリ市ほか
合計	85	225	

出所：2015年11月3日付下院選挙一人区割り法 (N300-FZ) [Ob utverzhenii skhemy odonomandatnykh izbiratel' nykh okrugov dlya provedeniya vyborov deputatov Gosudarstvennoi Dumi Federal' nogo Sobraniya Rossiiskoi Federatsii; <http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102381338&intelsearch=300-%F4%E7> (閲覧 16/10/12)]。

る都市地域が分断され、近郊の農業地区と併合された。これにより、批判票が多く、かつ監視の厳しい都市部分が、政権に従順で投票率の高い農村と統合されることとなった。端的に言えばゲリマンダリングであり、ロシアではその形状から「花弁型区割り *lepestkovaya narezka*」と称されることとなった³⁰⁾。

実際、2013年市長選挙で統一ロシア党候補が敗北したエカテリンブルグ市は、4つに分割され周辺地域と結合された。これにより反対派の市長の影響力が弱められ、知事の影響力が強化された。同様の事態は、スヴェルドロフスク市、ノヴォシビルスク市、ペトロザボーツク市でもみられた。一方、両首都では市外地域との結合はみられないものの、首都内で、反対票の多い地域が分割され、保守的地域（国有企業職員、病院、教育関係者ほか国家財政に依拠する住民 *byudzhniki* の多い地域）と結合されるという現象がみられた³¹⁾。

これについて下院副議長（正義ロシア党）のデヴィチェフ（*Nikolai Devichev*）のように、「反対派の当選機会を弱める」と批判する声もあがった。一方、上院議員（統一ロシア党）ティムチェンコ（*Ilycheslav Timchenko*）

のように、何ら法違反ではなく、むしろ各候補者は都市と農村の両方の事情を理解すべきであると反論する者もあった³²⁾。名目はともあれ、一人区復活とともに、ゲリマンダリングという、米国発祥の手法——ただし米国と異なりロシアでは、強力な対抗政党も独立的な裁判判断も伴わない——を導入し、反対派議員の当選機会を低め、統制を維持しようとしたことは明白であった。

(4) 政党登録要件の緩和³³⁾

2001年に制定された政党法により、選挙に候補者を擁立できる社会団体は「政党」のみとなった(36条第1項)³⁴⁾。表4に明らかなように、プーチン時代に登録政党数も選挙参加政党数も大きく減少した。

表4 現在ロシアにおける政党数の推移

選挙実施年	1993	1995	1999	2003	2007	2011	2016
登録政党数	35	67	ND	43	15	7	74
選挙参加政党数	13	43	26	23	11	7	14
比例議席獲得政党数	8	4	6	4	4	4	
阻止条項	5%	5%	5%	5%	7%	7%	5%

出所：前掲（注7）、拙稿「ロシア国政選挙2007-2008…」、19-20頁。

2001年政党法により、政党は「1万人以上の黨員」、「半数を超える地方に支部（黨員数100人以上）」を擁する必要があった。この数字は、2004年12月修正により「5万人以上の黨員」「支部（黨員数500人以上）」と厳格化された。加えて政党は一定期間（5年）のうちに、国政選挙もしくは複数の地方選挙に候補者を擁立しない場合、廃止されることとなっていた（政党法37条）。この規定を受けて、法務省による点検が行われ、2006年初めの政党数は36となり、07年末には15政党までに減少した。2007年下院選挙に参加した11政党のうち、議席を獲得できなかった7政党は、得票率が2%未満であったために、選挙期間中に無償で提供されたテレビ放映・新聞掲載の費用を弁済することとなった。このため、ヤブロコ党とロシア愛国者党を

のぞく5政党は自己解散の道を選んだ。メドヴェージェフは、大統領任期中に、政党形成に必要な党員数を段階的に引き下げ、4.5万（10年1月1日）、4万（12年1月1日）とした。だがこれにより新政党形成が促されることはなかった。こうして2011年の下院選挙時点では、下院議席保持4政党と「ヤブロコ党」「ロシア愛国者党」「右派事業」の7政党のみとなった³⁵⁾。

この流れから見れば、上述の2011年12月大統領教書でのメドヴェージェフの主張②政党登録手続きの簡素化は、画期的な改正案であった³⁶⁾。この法改正を受け12年秋の統一地方選挙では最多27政党、13年秋には最多54政党、14年秋には69政党と参加政党数がいっきに増加した。そして2016年選挙前には77政党が登録された³⁷⁾。ただし希望するすべての政治的団体が政党として登録されたわけではない。反対派の指導者ナヴァルヌイが主宰する進歩党は、支部数不足を理由に登録を拒否された³⁸⁾。

(5) 選挙参加障壁の維持

上述メドヴェージェフ政治改革主張③に沿って、2012年下院選挙改正法案では登録されたすべての政党が署名集めなしに選挙に参加可能とされていた³⁹⁾。2013年のプーチン提出法案でもこの規定は維持されていた。だが、下院審議を経て最終的に成立した2014年下院選挙法では、以前同様、署名集めが義務化され、メドヴェージェフ改革以前へと逆戻りした。それによれば下院に議席を有する政党および前回の下院選挙で3%以上を獲得した政党、そして地方議会選挙で議席を得た政党は署名集めを免除された。それ以外の政党は比例区出馬の場合、全国で20万以上の署名を集めなければならなかった⁴⁰⁾。

同様に一人区でも、特権のない政党および自己推薦候補者は選挙区有権者の3%以上の署名を提出する必要がある。以前は1%であり、2013年プーチン法案では0.5%であったから、これは過去規制からの厳格化であった⁴¹⁾。また欧州評議会（ロシアも加盟している欧州協議機関）ベネチア委員会の規定では署名集めは1%を上限としていたのでそれにも反してい

た⁴²⁾。短期日、しかも夏季休暇と合致する期間（後述）にこの数の署名を集めるのはかなり困難であった⁴³⁾。

(6) 比例選挙区・阻止条項の緩和

比例区で議席配分を受けるための最低得票率（阻止条項）は7%（2007年と2011年）から5%（2003年以前と同様）へと引き下げられた⁴⁴⁾。実はメドヴェージェフは大統領就任直後から、阻止条項の緩和について何度も言及していたが、2011年6月23日、モスクワニュース編集部を訪れたさいに、「7%は実際高すぎる。5%が現実的な敷居であろう。これでもなお高いようであれば3%にしよう」と語り、翌日、5%への引き下げ法案を提出していた⁴⁵⁾。だがこれは目前の2011年選挙からではなく、2016年以降を念頭においたものであり、議会もその採択を急がなかった。

現行選挙法はその法改正を引き継いだものである。もっとも現在のロシアの政治状況では、上述表2に明らかなように、4政党に票が集中しており、5%への引き下げが実際の効果をもたらす可能性は低かった。また、2003年選挙まで認められていた「選挙ブロック」は小政党の議会進出の一つの手法であったが2005年に廃止され、今回も復活しなかった。なお、比例区議席配分は従来通りヘアー式（最大剰余法）であり、各政党比例名簿も従来通り、連邦部分と各地方グループ（最低35）に分かれることとなった⁴⁶⁾。

(7) 選挙委員会編成

表5 選挙委員会編成

	中央	地方(構成主体)	管区	地域	投票区
任期	5年	5年	選挙期間	5年	選挙期間
定員	15名	10名ないし14名	各地方で決定	5名ないし14名	3名ないし16名
任命権者	大統領5名 上院5名 下院5名	首長半数 地方議会半数 (いずれにおいても 議席政党推薦者 を半数以上含む)	地方選挙委員会	地方選挙委員会	地域選挙委員会

出所：選挙権基本保障法より筆者作成。

選挙を準備し、実施し、市民の選挙権の保障を担うのは選挙委員会である。法制度上、選挙委員会は、中央、地方（連邦構成主体）、管区（一人区選挙区）、地域（行政区分）、投票区の5層から構成されており、上級の委員会の決定は、下級委員会を拘束するものとされている（選挙権基本保障法19条）。選挙委員会は任期5年の15人の委員からなり、大統領、上院（連邦会議）、下院がそれぞれ5人ずつ指名する（選挙権保障基本法21条）。委員は高等教育暦を有さねばならない。地方選挙員会以下の選挙委員会編成の概要については表5の通りである。なお管区委員会は必ず編成されるわけではなく地方区分と一人区選挙区が合致する32の地方では、地方選挙委員会がその役割を果たす。

選挙専門家たちの批判的見解によれば、この選挙委員会編成プロセスにおいて各レベルの行政権力が不当に大きな役割を果たしていることが問題であった。専門家たちは、「行政機関が事実上選挙の組織者、プレーヤー、裁定者」となっており、これが選挙に歪みをもたらしていると指摘した⁴⁷⁾。冒頭にかかげたメドヴェージェフ教書提言⑥もその状況の改善を意図したものであった。

しかし、選挙委員会編成にかんしては、大きな法改正は行われなかった。まず地方選挙委員会のほぼ3分の2にあたる55委員会が2011年選挙とほぼ同じ構成で活動することとなった。彼らの任期は本来16年夏で終了予定であったが、「選挙前倒し」（後述）により、選挙終了まで任期が延長された。さらに管区（一人区）選挙委員会権限を得た地方委員会のほぼ半数にあたる40の委員会において地方政府の影響下にある委員が半数を超えることとなった。より下位のレベルの委員会について、行政府の影響を計測した選挙監視NPO「ゴーロス」の報告書によれば、タタルスタン共和国のアリメチェフスク市地域選挙委員会では100%（委員の7人中7人が行政府の影響を受けている）、ロストフ州のネクリノフスカヤ地区地域選挙委員会では95.45%（11人中10.5名）、サンクトペテルブルグ市第五区地域選挙委員会では93.75%（8人中7.5名）が行政府関連人物によって占められていた。同報

告書によれば、この数字が60%以上の委員会40、40%以上36であった⁴⁸⁾。

以上のように、選挙委員会編成について、制度上の大きな変更はなかった。ただし、中央選挙委員長長の交代という大統領の人事方策がその後の選挙プロセスに大きな影響を及ぼすことになった。中央選挙委員会は、2016年3月に全員任期切れとなり、15人中9人が交代となった。うち大統領任命の5名の中には、下院に議席を有しないヤブロコ党およびロシア愛国者党からそれぞれ1名を含んでいた。そして現委員長チウロフ (*Vladimir Churov*) の名前が外れていた⁴⁹⁾。チウロフは1990年代前半にサンクトペテルブルグ市で副市長プーチンとともに働き、2007年に中央選挙委員長に任命され、2回の下院選挙を取りしきったが、2011年下院選挙後には、選挙不正の責任者として街頭反対運動においてその辞任を追及されるという経歴の持ち主であった⁵⁰⁾。

かわってプーチンが委員長候補として送り込んだのが人権全権 (オンブズマン) パンフィーロワ (*Ella Pamfilova*) であった。パンフィーロワは、1990年代初めにエリツィン政権下で社会保障大臣を務め、93年下院選挙ではリベラル改革派「ロシアの選択」の筆頭候補の一人となり一人区で当選し、2000年代プーチン政権下では大統領設置の人権擁護関連職を務めてきたロシアの人権派女性政治家であった⁵¹⁾。

その任命は「オープン、正統性、グラスノスチ」というクレムリンの路線を象徴するものであり、議会内反対派、非体制反対派にも受け入れられるものであると評価された⁵²⁾。16年3月28日新規選出の中央選挙委員会は最初の会合を開き、15人中14人の賛成でパンフィーロワを委員長に選出した⁵³⁾。委員長選出後パンフィーロワは、ラジオ「モスクワのこだま」に出席し、選挙への否定感情を払拭し信頼を取り戻すことが自分の役目であるとし、かりに公正選挙という評価を得られなかったら辞任すると、その覚悟の程を示した⁵⁴⁾。

(8) 社会的な選挙監視基盤の縮小⁵⁵⁾

民間団体<市民イニシャチヴ (KGI)>報告書は、2016年選挙の特徴の一

つとして「独立的な選挙コントロール可能性の大幅の削減」をあげていた。プーチン時代を通して一般市民による選挙監視機会は縮小したが、その傾向は今回の選挙でも継続した。すでに2005年7月21日選挙権基本保障法修正により、候補者や候補政党により任命されない一般の社会団体は国政選挙の監視を行えなくなった。以後、独立系の社会団体は報道記者としての資格で選挙を注視し、違反等を公表するという形になった。

さらに、2014年11月24日の法修正により、「外国エージェント」と指定された民間団体は、候補者擁立を含めて、選挙活動に関わることを一切禁止されることとなった。2015年7月に公正選挙推進のNPO「ゴーロス」（すでに「外国エージェント」として指定されていた）事務所と指導者宅が捜索を受けた。2016年2月、一政党任命の監視員数は各投票区委員会につき二人までに制限され、一人の監視員は一つの投票委員会のみでの監視となったため、法務に詳しい監視員が移動して監視を行うことができなくなった。すでに2015年より報道記者が実質上選挙監視員の役割をはたしていることについて地方選挙委員会の間では大きな不満があったが⁵⁶⁾、2016年3月には、報道機関の事前契約、記者の事前登録が義務付けられ、實際上、記者としてNPO団体が投票を広範にチェックすることも困難となった（なお、国際監視は、ロシア大統領、議会、政府もしくは中央選挙委員会により招待を受けるかたちで、従来通り維持された）。

ただし、パンフィーロワ委員長就任後、この選挙監視制限傾向にいくらか歯止めがかかり始めた。16年6月末、パンフィーロワは、「ゴーロス」代表を含めた選挙関連専門家と会合を持ち、その冒頭で「監視員が多いほど、選挙はより品格あるものとなる」と語った⁵⁷⁾。かくしてこの新傾向がどこまで地方、現場に浸透するかが注目点となった。

(9) 選挙の前倒し

1993年の最初の選挙以降、ロシア下院選挙投票日は、いずれも12月であった。今回も当初は2016年12月第一日曜日（12月4日）と予定されて

いたが、法修正により、9月第三日曜日（9月18日）へと約2か月半の前倒しとなった⁵⁸。修正法案は、2015年6月、共産党をのぞく下院の3会派の指導者および下院議長ナリシキンの名前で提出された。早くから前倒しを唱えていたロシア自民党党首ジリノフスキーは、統一地方選挙投票日にあわせることで財政節約が可能としていた⁵⁹。当初、大統領府も統一ロシア党も、前倒し案と距離を置いていた。だが非公式には与党議員も「投票日の統一」が目的であると語り、正義ロシア党議員は「すでに大統領府が決定した」と述べていた⁶⁰。中央および地方議会の協議機関である立法者会議幹部会は「選挙の多さ [を統一で減らすこと]」「燃料の節約」「昼間の長さ」「天候条件」をあげて、前倒しを支持した⁶¹。このほか次年度（1月開始）の「予算審議」は新議会が行うべきという論拠もあげられていた⁶²。

しかし、これにより選挙期間と夏季休暇が重なるため、行政資源をもたない反対派には不利という指摘もなされていた⁶³。そして何よりも、前倒しにより、本来5年の下院議員の任期が縮小されるため、憲法上の疑義が生じていた。このため上院（連邦会議）は、法案審議前に、あらかじめ憲法裁に対して、「憲法的意義のある目的のために」下院選挙の前倒しを行うことが可能か尋ねることとした。憲法裁は7月1日、「例外的非常的」対応として、周知期間を十分与える日程での、「一回限り」の前倒しは合憲とした⁶⁴。

この決定を受けて前倒し法案は、2015年7月3日下院を、8日上院を通過し、14日大統領署名を得て成立した。法案は2016年9月の第三日曜日を次期下院選挙投票日と確定し、あわせてその選挙もしくは地方議会（または自治体議会）選挙で選出されなかった現職下院議員への特権維持を規定していた。すなわち、12月4日までの議員給与および手当の支給、保険および年金継続加入、モスクワ市住宅利用継続を認めた⁶⁵。これらの補償は、落選議員のための「黄金のパラシュート」と呼ばれ、2016年下院予算として2億5300万ルーブルが組み込まれた⁶⁶。

政権が前倒しを求めた理由が必ずしも明確なものではないため、むしろ本命は大統領選挙にあって、こちら前倒しが行われるのではないかという観

測も流れた⁶⁷⁾。いずれにしても多くの地方で国政と地方選挙の多数の選挙を一日に実施しなければならず、運営管理者および有権者にとっては、負担感と混乱が生まれる可能性があった。

以上のように2016年選挙制度では、競争的あるいは民主的要素として、一人区導入（地元との結びつき強化）、政党登録緩和、阻止条項引き下げ、人権派選挙委員長任命などがあり、統制の維持強化として、一人区導入（相対多数での議席確保）、ゲリマンダリング、選挙参加障壁（署名集め）の維持、市民団体による選挙監視の制限、地方選挙委員会への地方権力の影響維持、選挙の前倒し（夏季休暇中の選挙運動）などが組み込まれていた。これが選挙運動および結果にどう影響を及ぼしたか、以下に検討する。

3. 選挙運動

選挙に参加するために各政党は党大会を開催し、候補者を確定し、中央選挙委員会に選挙参加登録を行う。それが認められてから、投票日の2日前までが選挙運動期間となる。ただし、党内候補者選出についてはこれに先行する。これを含めて、選挙運動の概要を確認しておく。

(1) 予備選挙⁶⁸⁾

今回の下院選挙で、与党・統一ロシア党は予備選挙を広範な規模で実施した。また、リベラル反対派の人民自由党 *PARNAS* も、予備選挙を行った。予備選挙は米国の名称を受けてプライマリー (*praimeriz*) と称されているが、米国の制度とはかなりの相違があった。米国では承知のように「一人区（小選挙区）」での同一政党候補の衝突を避ける制度として発展してきた。だがロシアで予備選挙が本格化したのは2007年、下院選挙が比例のみになった時からであった。07年のロシアでの実施は主として宣伝目的であったとされる。また2011年には、全ロシア国民戦線（プーチン支持の広範な政治団体連合）形成により、統一ロシア党推薦者と国民戦線推薦者が予備選挙で競

うという事態が生まれた。予備選挙についてはそれを規制する法制度はなく、費用規制もない、このためその結果をめぐる争いの可能性がつねに残った。大量動員による一人複数回投票も実施されたと批判された⁶⁹⁾。また予備選挙によって本選の候補者が確定するわけではなく、党大会決定で覆される余地もあった。実際2011年について統一ロシア党の予備選挙結果がそのまま生かされた地方グループ（本選挙候補者リスト）は80のうち8にすぎなかった。2012年以降、地方選挙での予備選挙実施が広まり、制度的にも徐々に整っていった。当初の予備選挙は党員のみに限るクローズドなものであったが、2016年選挙では希望する有権者が誰でも投票できるオープンな形となった⁷⁰⁾。2016年5月22日、全国1万9000か所で統一ロシア党予備選挙が行われた。選挙では本選挙の投票所および管理人員の利用が認められた⁷¹⁾。

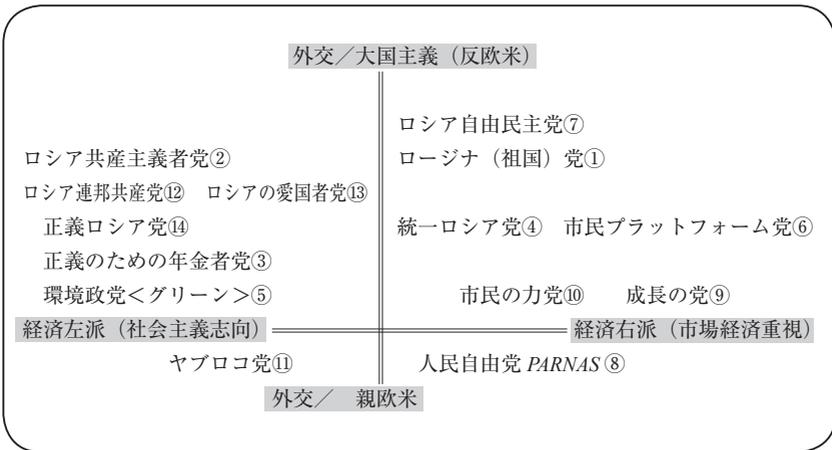
統一ロシア党の予備選挙候補者総数は2949名であり、うち954名は非党員であり、現職下院議員189名も参加した。投票率は全有権者の9.8%であった。最高投票率はモルドヴィア共和国の14.13%、最低はアルハンゲリリスク州で3%以下であった⁷²⁾。現職議員および全国的な著名人約50名が予備選挙で敗北した。たとえば下院国際問題委員長のプシコフ（*Aleksei Pushkov*）は13.89%（ペルミ地方7位）、青年運動「ナーシィ」幹部のコストゥノフ（*Iliya Kostunov*）は7.73%（ヴォロネジ州9位）という結果であった⁷³⁾。これら統一ロシア党の予備選挙の意義は、第一には本選挙のリハーサルと宣伝であった。ただし実質的影響がないわけではなく、とくに予備選挙に動員されたのが保健、教育、国有企業などに従する国家財政への依存度が高い選挙民であったため、本選挙後の下院においても社会保障的要求の増大が予測されることとなった⁷⁴⁾。

一方民主派は共倒れを防ぐために、「民主連合」を形成し、*PARNAS*党、進歩党、民主選択党などが予備選挙により統一候補者を擁立しようとした。ところが2016年4月、*PARNAS*党首カシャノフが予備選出馬なしにトップの地位を得ることを求め、これをきっかけに、民主連合構想は頓挫した⁷⁵⁾。

(2) 比例区選挙運動

党大会を開催し比例区名簿を提出したのは18政党であった。うち14政党は署名集めなしの特権政党として登録された。残る4党はいずれも7月中旬に中央選挙委員会で名簿の確認をうけ、その後8月3日までの短期間に20万名分の署名を提出しなければならなかった。しかし署名を正式に受け入れられた政党はなく、「下院選挙の歴史上はじめて有権者署名に基づく登録名簿なし」という事態になった⁷⁶⁾。登録14政党のおよその政策志向を、外交と経済を軸に整理すると、表6ようになる(番号は籤引きにより確定した投票用紙上の順番)⁷⁷⁾。

表6 選挙登録14政党の政策志向



出所；各政党のウェブサイト他での主張より筆者作成。

こうして選挙運動が開始されたものの、夏の休暇と重なったため、「この10年間で最も不活発な運動」であったと「ゴース」報告書は指摘した⁷⁸⁾。公式の選挙支出金額についても、統一ロシア党支出は自民党、正義ロシア党について3位であった⁷⁹⁾。世論調査の数値にも国民の関心の低下傾向は示されていた(表7)。

表7 選挙への関心

①選挙運動をどの程度関心を持ってフォローしているか。

	2003年11月	2007年10月	2011年11月	2016年8月
非常に強い関心	14	13	13	9
ほどほどの関心	51	48	55	46
まったく関心なし	33	37	31	43

②選挙に関心があるか。

	2003年11月	2007年10月	2011年11月	2016年8月
関心がある	19	21	22	13
どちらかといえばある	33	34	38	33
どちらかといえばない	30	26	26	33
関心はない	14	15	11	16

③投票に行くか。

	2003年11月	2007年11月	2011年11月	2016年8月
投票に行く	36	40	31	20
どちらかといえば行く	24	29	30	28
たぶん行かないだろう	11	7	9	12
投票に行かない	15	13	11	16

④投票に行かない（たぶん行かない）理由 [複数回答／主要な項目のみ引用]

	2003年9月	2007年8月	2011年8月	2016年8月
自分の投票で何も変わらない	24	29	34	26
投票したい政治家がいらない	26	36	23	21
どの道、統一ロシア党が勝つ	1*	8	14	20
政治にうんざりした	8	10	6	10
政治に関心がない	9	7	7	10
選挙が不正に行われている	9	9	7	8

* = どの道、共産党が勝つ。

出所: Levada Center, <http://www.levada.ru/2016/09/06/elektoralnye-ustanovki/> [閲覧 16/9/18].

(3) 一人区選挙運動

一人区候補者については、8月12日に登録を完了した。政党擁立の一人区候補者は2059名、自薦（*samovydvizhenie*）候補者は23名が登録（当初署

名集めを申請した者は304名)した⁸⁰⁾。自薦候補者はその概念自体がなじみが薄く、その一部は「競争性、正統性、公開性」の建前を整えるために容認されたという指摘もあった⁸¹⁾。さらに興味深いことに、統一ロシア党は一人区全225選挙区中206選挙区にしか候補を擁立しなかった。これは他の下院議席保有3党との合意で議席を譲ったものであり、正義ロシア党に7選挙区、自民党に4選挙区、共産党に3選挙区が譲られ(共産党はそのような合意を否定していた)、また非議席保有政党「市民プラットフォーム」にも1議席割り当てられたと報じられている。かくして実質的に競争が予想されるのは20選挙区程度であり、総じて一人区では統一ロシア党が160選挙区以上を獲得するとみられていた⁸²⁾。

この一人区の注目候補者としてあげられたのはまず大統領府第一副長官のヴォロディンであった。上述の通り、ヴォロディンは今回の選挙を「競争性、正統性、公開性」のスローガンのもとに取り仕切っている人物であった。当選については議論の余地はないものの、当選後、本当に大統領府を離れるか否かが注目された⁸³⁾。セヴァストポリではソ連共産党書記長であったブレジネフの孫アンドレイ (*Andrey Brezhnev*) がロージナ(祖国)党から出馬していた(落選)⁸⁴⁾。

一方リベラル系では、ウクライナ東部でのロシア兵の死亡を暴露したジャーナリスト、シュロスベルグ (*Lev Schlosberg*) がヤブロコ党からプスコフで出馬し、地元での活動ぶりから当選可能性があると考えられた。またモスクワ市では、クリミア編入方策とナチス外交との類似を指摘して批判されたモスクワ国際関係大学前教授のズーボフ (*Andrei Zubov*) がカシヤノフ元首相率いる PARANAS 党候補者として、2011年街頭反対行動指導者の一人バロノワ (*Maria Barnova*) と争った。バロノワは、プーチンの政敵、ホドルコフスキー——かつての石油財閥で、脱税及び詐欺罪で投獄され、釈放後スイス在住——が主宰する「オープン・ロシア」による若手政治家育成プロジェクトの支援を受けて立候補した18人の候補者の一人でもあった⁸⁵⁾。

(4) 候補者プロフィール

比例区と一人区を合わせて候補者数合計は6606名であった（9月13日時点）。うち重複立候補者数1487名を除くと、候補者総数は純粋には5119人となる。比例区については3人に1人、一人区については4人に3人弱が重複候補者であった（表8）。一人区での当選をある程度見込める統一ロシア党は重複率が低い。その他の政党はほぼ4割の候補が重複立候補であった（表9）。

表8 候補者総数

	人数	重複数	重複率
比例区候補者	4527	1487	33%
一人区候補者	2079	1487	72%

出所：<http://st.golosinfo.org/2016/09/Otchet-Portret-kandidatov-new.pdf> [閲覧 16/9/14].

表9 各党重複候補者の割合

	重複	比例のみ	一人区のみ
全候補者	29%	59%	12%
統一ロシア党	2%	65%	33%
ロシア連邦共産党	41%	48%	11%
ロシア自民党	43%	40%	16%
正義ロシア党	41%	44%	5%
ヤブロコ党	44%	40%	7%

出所；表8に同じ。

今回初めて選挙に出馬する候補者が全体の80%を占めた。ただしロシア連邦共産党では下院選挙経験者が65%であった。候補者の平均年齢は46歳で、最年少は21歳（法定上の最若年／33名）、最高齢は92歳（年金者党候補者）であった。全候補者の84%が高学歴を有しており、政府もしくは国庫依存施設（国有企業・教員・公立病院等）で働く人々が33%、民間企業で働く人々が30%、失業者20%であった。政府・国庫依存組織で働く候補者の割合が高いのは統一ロシア党（71%）とロシア連邦共産党（66%）であ

り、逆に民間企業では働く人の割合が高いのは成長の党とロージナ（祖国）党であった⁸⁶⁾

4. 選挙結果

2016年9月18日日曜日、予定どおりロシア下院（国会会議）選挙が全国比例区と225の選挙区で実施された。同時にこの日には9つの知事選挙、39の地方議会選挙、11の州都議会選挙、1つの市長（州都行政市長）選挙も行われた⁸⁷⁾。それらすべてについて選挙委員会は、小さなスキャンダルを除けば、おおむね無事に取りしきった。CISおよび上海協力機構派遣の監視団は、下院選挙について、「公開的で競争的」であり、「市民の自由な意志表明」をロシアの選挙委員会が保障したと賛辞を送った⁸⁸⁾。一方OSCE監視団は、「運動は抑制的であり、一連の違反が見られた」と批判しつつも、「透明性の向上」については認めていた⁸⁹⁾。いずれにせよ、2011年選挙の時のように大規模な抗議運動が起きる気配はまったくなかった。選挙結果は表10の通りである。選挙結果評価とその影響をめぐる議論は現在も継続している。本稿では、競争と統制という観点から、主たる帰結について、簡潔に整理しておく。

(1) 投票率の低下

第一に留意すべきは47.8%という過去最低の投票率である⁹⁰⁾。これまでの最低は1993年12月、多くの死者を出したモスクワ十月砲撃事件後の虚脱感の中での選挙であった。この時でも54.8%であり、以後前回までの平均投票率は60%であった（前掲表2参照）。それが5割を切るというのはある意味で衝撃的な数字であった。とりわけモスクワ市については35.18%という低い数値になった⁹¹⁾。政権はまず何よりもその衝撃を和らげる発言に努めた。選挙終了後、統一ロシア党本部を訪ねたプーチンは、この問題を取りあげ、こう述べた。「人々は市民としての立場を示した。投票率にそれは現

表10 2016年9月18日下院選挙結果（議席以外はすべて％）

政党名	比例区				一人区		合計		2011年			
	得票率	絶対得票率	比例議席	占有率	獲得議席	占有率	議席	占有率	得票率	絶対得票率	議席	占有率
統一ロシア党	54.19	25.91	140	62	203	90	343	76	49.32	29.70	238	53
ロシア連邦共産党	13.34	6.38	35	16	7	3	42	9	19.19	11.55	92	20
ロシア自由民主党	13.15	6.29	34	15	5	2	39	9	11.67	7.03	56	12
正義ロシア党	6.22	2.97	16	7	7	3	23	5	13.24	7.97	64	14
ロシア共産主義者党	2.27	1.09	0	0	0	0	0	0				
ヤブロコ党	1.99	0.95	0	0	0	0	0	0	3.43	2.07	0	0
正義のための年金者党	1.73	0.83	0	0	0	0	0	0				
ロージナ(祖国)党	1.5	0.72	0	0	1	0	1	0.2				
成長の党	1.29	0.62	0	0	0	0	0	0				
環境政党〈グリーン〉	0.75	0.36	0	0	0	0	0	0				
人民自由党(PARNAS)	0.73	0.35	0	0	0	0	0	0				
ロシア愛国者党	0.59	0.28	0	0	0	0	0	0	0.97	0.58	0	0
市民プラットフォーム	0.22	0.11	0	0	1	0	1	0.2				
市民の力党	0.14	0.07	0	0	0	0	0	0				
自薦候補者					1	0.4	1	0.2				

出所：中央選挙委員会ウェブサイト、

<http://www.vybory.izbirkom.ru/region/izbirkom?action=show&global=1&vrn=100100067795849®ion=0&prver=0&pronetvd=0> [閲覧 16/9/25]；*Kommersant*, 20 September 2016. 2011年については前掲（注16）、拙稿「プーチン大統領の再登場…」、表6、51頁参照。

れている。以前の選挙に比べれば非常に高いわけではない。だがそれは高いものだ。」⁹²⁾

大統領報道官ペスコフも、「欧州諸国の圧倒的多数で投票率は、はるかに低い」と主張した。だが、共産党議員ノヴィコフ (*Dmitrii Novikov*) は、政権党が投票日前倒しにより意図的に投票率を下げたと批判した。リベラル系反対派の指導者たちも「人々が選挙を通して何かを変えられるとは信じなくなった」(カシヤノフ)、「システムが袋小路に入ったことを示している」(ヤヴリンスキー)、「人々には本当の選択肢があると思っていない」(ナヴァルヌイ)と主張した⁹³⁾。

モスクワ市選挙委員会は天候（気温の低さ）を低投票率の理由の一つとして掲げたが、『ヴェドモスチ』紙は、郊外への外出という要因に加え、人々

の政治・選挙への飽きが影響しているとした。実際、前節の表7に示されているように人々の関心の低下は明白であった。また政権に近い民間の研究機関 ISEPI 研究所長バドフスキー (*Dmitrii Badovskii*) は、欧州で投票率向上のために行われている期日前投票拡大などが、ロシアでは不正防止の観点から抑制されたとし、「投票率は低かったが、正当性は高かった」と弁護した⁹⁴⁾。低投票率は正当性にも影響を及ぼすゆえ、バドフスキーの見解をそのまま受け入れるわけには行かないが、政権が公正選挙(という評価)を主要目的の一つとしたために、投票動員を抑制したというのは確かであろう。同時に真の競争があれば、動員という統制がなくても、投票率はあがったであろうが、それもなかった。つまり、今回の選挙では、十分な競争も十分な統制も出現せず、そのエアポケットのなかで、投票率低下が生じたとみなせるであろう。

(2) 統一ロシア党の圧勝

政権に批判的な姿勢を持つロシアの政治学者シウリマン (*Ekaterina Shul'man*) は、選挙前のある論考で「新議会は、より単一的でなくなり、かつより意義のあるものになるだろう」と予測した⁹⁵⁾。だがその期待は外れ、下院は統一ロシア党がその議席の4分の3を占めることとなった。表11にあるように世論調査機関の予測を大きく上回る勝利であった。

前議会で議席を有した野党3党の合計議席は212議席から104議席へと激減した(憲法裁判所への訴えを単独で行うには90議席が必要であるが第二位の共産党はそれも失った)。リベラル反対派のうち、先の選挙で3%以上の票を得て、選挙参加のさいに署名不要の特権政党となっていたヤプロコ党もその特権と政党への財政支援を失った。一人区でも、ヤプロコ党を含めて、リベラル反対派は一議席も獲得できなかった⁹⁶⁾。

何がこのような統一ロシア党の圧勝をもたらしたのか。プーチンは、投票翌日の政府閣僚との会談で、経済社会状態が困難な中でなぜ与党が支持されたのかという問題をとりあげ、二つの理由をあげている。第一に人々が「安

表 11 選挙予測と結果 (%)

調査機関	レヴァダ	VTsIOM	FOM	比例区結果
調査期日	2016/8/31	2016/9/11	2016/9/11	2016/9/18
統一ロシア党	31	41.1	43	54.19
ロシア連邦共産党	10	7.4	8	13.34
ロシア自民党	9	12.6	11	13.15
正義ロシア党	5	6.3	5	6.22
ヤブロコ党	1	1	1	1.99

出所：各世論調査機関ウェブサイト。URL は下記の通り。閲覧はいずれも 16/09/20。
レヴァダ [独立系] <http://www.levada.ru/2016/09/01/gotovnost-golosovat-i-predvybornyje-rejtingi/> 16/9/1

VTsIOM [全ロシア世論調査センター／政府系] http://wciom.ru/news/ratings/elektora_lnyj_rejting_politicheskix_partij/

FOM [世論ファンド／政府系] <http://fom.ru/Politika/12854>

定性を選び、統治している政治勢力を信頼した」、そして第二に「投票結果はロシアへの対外圧力、脅威、制裁、国の状況を中から揺さぶろうとする試みへの市民の対応」であった⁹⁷⁾。前掲バドフスキー所長は、統一ロシア党が支持されたのは、プーチンが同党支持を明確にしていたためであると指摘し⁹⁸⁾、ヴェドモスチ紙も下院選挙が事実上大統領への信任投票になったと分析している⁹⁹⁾。つまり、人々は統一ロシア党を通してプーチン支持を表明したということである。またリベラル反対派については、相互対立に明け暮れ、統一をなしえなかったということが敗因として指摘された¹⁰⁰⁾。

しかし、選挙制度的な要因も見逃すわけにはいかない。表 10 に明らかなように、比例区の絶対得票率（得票率×投票率）を見ると、統一ロシア党得票率は前回の約 3 割から今回 2.5 割へと低下している。端的に言えば、比例区で統一ロシア党に投票した人の絶対数は前回より少なくなっているということである。それでも圧勝できたのは、第一に一人区で驚異的な勝率（206 名擁立し当選者 203 名＝勝率 98.5%）を得たからである。そのさい、上述のゲリマンダリングがどう影響したかは今後の分析を待たねばならない。しかし投票率との関係で言えば、行政区分と異なる恣意的な選挙区編成は、投

票率向上には寄与しなかったであろう（選挙運動自体も交通等の面で不便であったことが予想される）。そうでなくてもロシアの政治情勢において政権与党が相対多数を取ることは極めて容易であった（なお、当選した自薦候補も統一ロシア党現職議員であり、その選挙区では他に統一ロシア党候補は出馬していなかった¹⁰¹⁾）。議員と地元とを近づけるといふ一人区導入の当初の目的よりも、政権維持という統制の機能のほうが大きく働いたのである。

それをもたらしたのは上記の投票率低下に他ならない。全般的な低投票率の中で7割以上の投票率を保った地方を、分析者たちは「ノーマルでない地方」と呼んでいる。北カフカース諸地方、タタルスタン、バシキール、クズバス、リャザンなどがそうした地方に当たる。KGIの研究者リュバレフ（Arkadii Lyubarev）によれば、「ノーマルでない」13地方の有権者数は全国の12.7%であるが、投票総数では全国の21.7%を、統一ロシア党の得票総数では30.6%を占めていた¹⁰²⁾。すなわち投票動員の行われた地域での得票が統一ロシア党圧勝を下支えしたのである。一方、投票率の低かったモスクワ市については、統一ロシア党37.3%、ロシア連邦共産党13.93%、ロシア自由民主党13.11%、ヤプロコ党9.51%であった¹⁰³⁾。かくして統一ロシア党圧勝には、プーチン信任という要素に加えて、一人区導入と低投票率とが、大方の予想を超えるかたちで、影響を及ぼしたものとみなしうる。

(3) ロシア自由民主党の復調

今回の選挙の第三の注目点はジリノフスキー自民党の復調であった。議席数自体は前回より減らしたものの、地位としては共産党と二位を争う状況であった。また比例区得票13%は1993年の23%について党史上では二番目の成果である。その背景には、第一に政権がメディアを使ってジリノフスキーを賞賛し、その露出を増やしたこと、第二に、政権よりも大ロシア的主張の強い有権者部分の受け皿となったことなどが指摘されている¹⁰⁴⁾。

選挙技術的に言えば、ロシア自民党は比例区の地方グループを135に分け、それぞれに知名度の高い候補——たとえば、NPOの外国代理機関指定

を義務づけた法案の提案者ルガヴォイ（*Andrei Lugovoi* / 2006年のリトヴィネンコ殺害事件で英国警察より容疑をかけられている元KGB機関員）——を配置することで効率的な運動を行った。ロシア自民党の政策は、「ソ連国境の復帰」「2万ルーブルの最低月給と20万ルーブルの最高制限給与」「自由な出版と独立的裁判所」など、以前同様、排外的ポピュリズム政策であった¹⁰⁵⁾。この党は、政権にとって、政党間競争を形式上維持し、大国主義的民意を吸収し、かつ対外的にそのような民意を示し、しかも決して反プーチンの街頭暴走に向かわない統制可能な政党として、不可欠な補助的役割を果たしているものと考えられる。

おわりに

以上、本稿では現在のロシア政治体制を競争的権威主義体制と捉え、その体制のもとでの議会下院選挙について、制度、運動、結果を分析してきた。ここまでの記述をここであらためて整理しなおしておく。やや大胆に述べるならば、ロシアにおいては統制と競争が、いわば三層的構造を形成していると考えられる。第一の層では、大統領プーチンを中心とする統治エリートが、メディア、司法、企業、市民団体を大きく統制している。対外的対抗はこの統制を正当化している。第二の層では、大枠の支配枠を崩さない範囲で、民主主義や競争や人権が唱えられ、また法制度化され、一定程度実施される。そして第三の層では現場の行政官、治安担当者、地方官僚などが、第一の層の意向を忖度し（あるいは時には実際にその指示を受けて）、第二の層の民主主義や競争実施にブレーキをかける。単純化して比喩的にいえば、上下の統制の層が競争の層をサンドイッチのように挟んでいるのである。

2011年下院選挙では第二の層（民主主義を信奉する人々）が、第一と第三の層への反発を街頭行動で示したといえる。第一の層すなわち統治エリートは、これへの対応として、第三の層を統制して、ある程度民主主義や競争が実践されるように制度改革を図った。それが政治リベラル化改革である。

政党形成の自由化や、阻止条項の引き下げ、リベラル派の選挙委員長任命、「公開性、競争性、正当性」スローガンの宣伝などがその内実であった。そのさい、第一の層の統制権がくずれないように、一人区導入（ゲリマンダリング実施）、議会内反対派の懐柔を行い、競争が街頭行動に暴走しないよう、選挙監視の縮小をはかり、カリスマ的反対派指導者ナヴァルヌイの排除の措置をとった。

かくして政権の目標は見事に達成された。一方で与党の勝利が確保され、同時に少なくとも広範な選挙不正追及の動きは制止できた。選挙後のプーチン大統領との会談でパンフィーロワ選挙委員長は、選挙が全体として正統性を有するとしつつ、「残念ながらすべての地方指導者が、あなたの政治的意志、すなわち選挙の公開性、競争性、公正性へのあなたの呼びかけに耳を傾けたというわけではなかった」と指摘した。そして選挙プロセスにおいて中央選挙委員会側が、不当な対応を取る地方選挙委員長の解任を求めたが、知事たちがそれに強く抵抗したという事例をあげ、中央選挙委員会の権限強化を要請した¹⁰⁶⁾。ここでは第二の層を代表する人権派選挙委員長が第三の層の代表たる知事と衝突し、その解決を第一の層を代表する大統領に訴えているという構図がある（だが第一の層にとっては、第三の層が実行する統制も不可欠のものであり、容易に第二の層の要請は実現されないであろう）。

いずれにせよこの勝利で第一の層は完全に安泰となり、2018年大統領選挙でのプーチン再選（四度目の大統領任期）もかなり確実なものとなった。競争的権威主義体制維持の模範例ともいえるものである。ただし、大量の棄権とリベラル反対派の全面退潮は政権にとってはいづれも予想外であり、それゆえ不安要因でもあるだろう。この先、大統領選挙へ向けて、競争要素のさらなる拡大につとめるのか、それとも統制面を確固たるものにしようとするのか、体制維持のための舵取りはさらに続く。それはこの競争的権威主義体制の宿命でもある。

注

- 1) 本稿では主としてロシアのウェブサイト資料を用いるが、URLについては、煩雑を避けるために以下のように表記する。
- (1) 電子版の新聞については、新聞名と刊行日のみを記す。
 - (2) その他のサイトについてはタイトル、URLと最終閲覧日を記す。その際、閲覧日については、たとえば2016年1月1日であれば、[閲覧 16/1/1]と記す。
 - (3) ロシア大統領公式サイトニュースについては、URLがたとえば <http://www.kremlin.ru/events/president/news/52910> であれば、news/52910と記す。
 - (4) 同様にインターファクス通信社ニュースについては、URLがたとえば <http://www.interfax.ru/russia/528798> であれば、russia/528798と記す。
 - (5) 中央選挙委員会は下院選挙準備状況について下記の報告書を公表している。こちらは<中央選挙委員会インフォメーション>と記す。
Tsentral' naya Izbyratel' naya Kommissiya Rossiiskoi Federatsii, Informatsiya o khode podgotovki k vyboram deputatov gosudarstvennoi dumy federal' nogo sobraniya Rossiiskoi Federatsii sed' mogo sozyva 18 sentyabrya 2016 goda (po sostoyannyyu na 2 sentyabrya 2016 goda); http://www.cikrf.ru/analogs/vib_d16/index.html [閲覧 16/9/8]。
 - (6) 本稿全体を通して、前財務相クドリン主宰の民間団体<市民イニシャチヴ (KGI)>刊行の選挙報告書を参考とした。報告書はいずれも上級経済スクール政治学部講師クィネフ (A. V. Kynev) 指導のもとに作成されているが以下のように表記する。
< KGI 選挙制度報告書 > *Komitet Grazhdanskikh Initsiativ, Institucional' no-politicheskie osobennosti rossiiskikh vyborov 2016 Goda,* 26 April 2016, <https://komitetgi.ru/analytics/2802/> [閲覧 16/8/3]。
< KGI 予備選挙報告書 > *Ekspatnaya gruppa KGI (rukovoditel' —A. V. Kynev), Pravovye i politicheskie osovennosti predvaritel' novo otbor partyami kandidatov na rossiiskikh vyborakh 2016 goda,* 16 June 2016, <https://komitetgi.ru/analytics/2896/> [閲覧 16/8/3]。
< KGI 選挙登録報告書 > *Komitet Grazhdanskikha Initsiativ, Analiticheskii Doklad, Registratsiya kandidatov i partiinykh spsiskov na vyborakh 18 sentyabrya 2016 goda,* 2 September 2016, <https://komitetgi.ru/analytics/2946/> [閲覧 16/9/3]。
 - (7) 選挙関係の基本法律は以下のように記載する。
① *Federal'nyi zakon ob osnovnykh garantiyakh izbiratel' nykh prav i prava na uchastie v referendum grazhdan Rossiiskoi Federatsii* [以下<選挙権基本保

障法>]. 改正が重ねられているが基本は2002年6月12日法である。以下で参照できる。*Rossiskaya Gazeta*, 15 June 2002, <https://rg.ru/2002/06/15/vybory-dok.html> [閲覧 16/9/25].

② *Federal'nyi zakon o vyborakh deputatov Gosudarstvennoi Dumi Federal'nogo Sobraniya* [以下<下院選挙法>]. 改正が重ねられているが2016年選挙の基本法は2014年2月24日法である。以下で参照できる。*Kremlin*, 24 February 2014, <http://www.kremlin.ru/acts/bank/38146> [閲覧 16/08/31].

③ *Federal'nyi zakon o politicheskikh partiakh* [以下<政党法>]. 改正が重ねられているが、基本は2001年7月11日法である。以下で参照できる。*Rossiskaya Gazeta*, 11 July 2001, <https://rg.ru/2001/07/11/partii-dok.html> [閲覧 16/9/25].

- 2) Larry Diamond, Mark. F. Plattner, Christopher Walker, *Authoritarianism Goes Global: The Challenge to Democracy*, Johns Hopkins University Press, 2016, pp. 3-5.
- 3) Steven Levitsky and Lucian Way, "The Rise of Competitive Authoritarianism," *Journal of democracy*, Vol. 13, No. 2 (April 2002), pp. 51-65.
- 4) Steven Levitsky and Lucan A. Way, *Competitive Authoritarianism: Hybrid Regimes After the Cold War*, Cambridge University Press, 2010, pp. 16-17.
- 5) *Ibid.*, pp. 20, 25, 32.
- 6) Mark Morje Howard and Phillip G. Roessler, "Liberalizing Electoral Outcomes in Competitive Authoritarian Regimes," *American Journal of Political Science*, Vol. 50, No. 2, April 2006, pp. 365-381.
- 7) 拙稿「ロシア国政選挙2007-2008 ——選挙民主主義か選挙権威主義か」『国際関係紀要』第19巻第1・2合併号、2010年3月、17-63頁。
- 8) Vladimir Gel'man, "The Rise and Decline of Electoral Authoritarianism in Russia," *Demokratizatsiya*, Vol. 22, No. 4, (Fall 2014), pp. 503-522.
- 9) *Ibid.* pp. 507-509.
- 10) *Ibid.* pp. 510-512, 517.
- 11) 現憲法については、その修正部分解説も含めて、以下の大統領サイトで閲覧できる。<http://constitution.kremlin.ru/> [閲覧 16/9/16].
- 12) 2014年の改正下院選挙法成立時の共産党議員のコメントである。*The New Times*, No.4 (317), 9 February 2014, <http://newtimes.ru/stati/xroniki/d804c2d4dc3632edcf565023ab351f33-vibori-dlya-uzbrannih.html> [閲覧 16/8/9].
- 13) Grigorii V. Golosov, "The 2012 Political Reform in Russia: The Interplay of Liebralizing Concession and Authoritarian Corrections." *Problems of Post-communism*, Vol. 59, no. 6, November-December 2012, p. 4.
- 14) *Lenta.Ru*, 24 December 2015, <https://lenta.ru/articles/2015/12/24/forgo/> [閲覧 16/9/16].

- 15) *Kremlin*, 15 September 2016, news/52899 [閲覧 16/9/16].
- 16) *Kremlin*, 12 December 2012, news/17118 [閲覧 12/12/13].
- 17) 2011年の選挙結果と抗議行動については拙稿「プーチン大統領の再登場——ロシアの政治変動とアジア志向論——」『アジア・政治の季節—どう政治は変わるのか—』（亜細亜大学アジア研究所叢書 27）2013年3月、41-68頁。
- 18) <http://archive.premier.gov.ru/events/news/17409/> [閲覧 16/8/30].
- 19) *Kremlin*, 22 December 2011, news/14088 [閲覧 16/8/30].
- 20) 前掲（注7）、拙稿「ロシア国政選挙2007-2008…」、22頁。
- 21) メドヴェージェフ版の選挙法改正法案とその骨子説明は、*Kremlin*, 16 February 2012, news/14515 [閲覧 16/9/16].
- 22) *Vedomosti*, 23 December 2011.
- 23) *Kremlin*, 2 December 2012, news/17118 [閲覧 16/8/31].
- 24) *Kremlin*, 1 March 2013, news/17601 [閲覧 16/8/31].
- 25) *Kremlin*, 24 February 2014, news/20332 [閲覧 14/2/26].
- 26) Darrell Slider and Nikolai Petrov, “Kremlin Strategy: “Just Good Enough” Elections While Maintaining Control,” *Russian Analytical Digest*, No.186 (Duma Elections Preview), 15 July 2016, p. 2, <http://www.css.ethz.ch/content/dam/ethz/special-interest/gess/cis/center-for-securities-studies/pdfs/RAD186.pdf> [閲覧 16/9/5].
- 27) < KGI 選挙制度報告書 >, pp. 231-236.
- 28) *Kremlin*, 24 February 2014, <http://www.kremlin.ru/acts/bank/38146> [閲覧 16/9/20].
- 29) 有権者数最小のネネツ自治管区（33087人）と最大のアストラハン州（746938人）との「格差」は、22.6倍となっている（各選挙区有権者数は2015年11月3日付けの下院選挙法< FZ-300 >, <http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102381338&intelsearch=300-%F4%E7> [閲覧 16/9/25] で確認できる）。だが、これは、人口少数地方への配慮と受け止められているようであり、専門家もメディアもとくにこの格差を批判してはいない。
- 30) これが最初に注目されたのは2014年のトゥーラ州議会選挙での事例であった。2011年下院選挙で統一ロシア党はトゥーラ州全体では61.32%の得票であったが、州中心部では52%であった（*Kommersant*, 18 February 2014）。大統領府はこのトゥーラ議会選挙を実験ケースと見ていたが、並行して、ゲリマンダリング手法を含む米国選挙諸制度について専門家に調査を依頼していた。Slider and Petrov, *op.cit.*, p. 2.
- 31) *Ibid.*
- 32) *Vedomosti*, 2 September 2015.
- 33) < KGI 選挙制度報告書 >, pp. 9-17.
- 34) 政党法の要点は、拙稿「2003年下院選挙前のロシア政治——議会多数派政府論を中心として——」『国際関係紀要』第13巻第1号（2003年12月）。

- 35) < KGI 選挙制度報告書 >, pp. 9-10.
- 36) 改正政党法では、国の 50% 以上の地方を代表する 500 人以上の党員で政党登録が可能となった。そのさい各支部についての最低人数は設けられなかった。 *Rossiskaya Gazeta*, 4 April 2012; <https://rg.ru/2012/04/04/partii-dok.html> [閲覧 16/9/6].
- 37) 2016 年 8 月 11 日時点で法務省サイトには登録 77 政党が掲載されていた。 <http://minjust.ru/print/40472> [閲覧 16/8/11].
- 38) *Vedomosti*, 28 April 2015.
- 39) *Kremlin*, 16 February 2012, news/14515 [閲覧 16/09/09]. 大統領府国家法務局長 ブリチョワ (*Larisa Brychuyova*) の解説によれば、「候補者を擁立した全政党は有権者署名集めから解放される。これによって候補者リスト登録プロセスはいちじるしく単純化される」はずであった。
- 40) この数 20 万人は 1995 年選挙以来維持されてきたが、メドヴェージェフ大統領在任中の 2009 年 6 月 3 日付法改正により、2011 年選挙は 15 万以上へと軽減されていた。同修正は次の選挙 (すなわち 2016 年選挙) ではさらに 12 万以上へと減らすと提案されていた。 *Kremlin*, 3 June 2009, <http://www.kremlin.ru/acts/bank/29369> および大統領府国家法務局による解説 *Kremlin*, 4 June 2009, <http://www.kremlin.ru/acts/news/4326> [閲覧はいずれも 16/9/25].
- 41) *Kremlin*, 1 March 2013, news/17601 [閲覧 16/9/12].
- 42) *New Times*, 17 February 2014, <http://newtimes.ru/stati/xroniki/d804c2d4dc3632cdf565023ab351f33-vibori-dlya-uzbrannih.html> [閲覧 16/9/12].
- 43) 不適格署名の混在を考えると有権者の 4% ないし 5% の署名が必要であり、10 人に 1 人が署名してくれるとしても 40-50% の有権者にあたらねばならず、実質上すべての家をまわることを余儀なくされるようなものであった。なお選挙委員会は署名のうち 2 割を検査の対象とし、うち不適格署名が 5% を超えた場合は、選挙参加登録は却下される。 < KGI 選挙登録報告書 >, p. 16.
- 44) < 中央選挙委員会インフォメーション >.
- 45) *Kremlin*, 16 February 2012, news/14515 [閲覧 16/8/30].
- 46) 2011 年選挙では、連邦部分は最大 10 名まで、地方グループは最低でも 70 以上形成する (連邦全体をカバーする) 必要があった。たとえば統一ロシア党は 80 の地方グループを形成した。有権者数最大グループ・モスクワ市の 705 万 6000 人と最小でグループのアルタイ共和国 14 万 9000 人との格差は 47 倍であった。統一ロシア党獲得議席数 238 から連邦部分 (メドヴェージェフ大統領ただ一人) をのぞいた 237 を各地域グループの得票に応じて再びヘアー最大剰余法で各地域リストに分配する。このため有権者数の少ない地方は議席を獲得する可能性がいちじるしく小さくなる (獲得議席総数の少ない他の政党の場合、この傾向はさらに高まる)。2016 年選挙でもこの方式は維持され

- たが、連邦部分は最大10名（ゼロでも良い）、地方部分は最低35グループとなり、各政党が制度上、極度に有権者の少ない地方グループを作る必要は緩和された。〈KGI 選挙制度報告書〉, pp. 18-22.
- 47) *Novaya Gazeta*, 25 March 2016, <http://www.novayagazeta.ru/politics/72395.html> [閲覧 16/9/7].
- 48) 選挙委員会委員が地方行政の幹部であれば1名、一般職員であれば0.5名というようにカウントしている。*Golos*, 26 July 2016, <http://www.golosinfo.org/ru/articles/102661> [閲覧 16/9/7].
- 49) *Vedomosti*, 4 March 2016.
- 50) *Lenta Ru*, <https://lenta.ru/lib/14179057> [閲覧 16/9/8].
- 51) *Lenta Ru*, <https://lenta.ru/lib/14193513> [閲覧 16/9/7].
- 52) *Kommersant*, 4 March 2016; *Vedomosti*, 4 March 2016.
- 53) *Interfaks*, 18 July 2011, russia/500612 [閲覧 16/3/29].
- 54) *Interfaks*, 20 April 2016, russia/504836 [閲覧 16/4/21].
- 55) この項目は〈KGI 選挙制度報告書〉, pp.37-39 に主として依拠。
- 56) *Vedomosti*, 10 June 2015; 18 September 2015.
- 57) *Vedomosti*, 30 June 2016.
- 58) *Kremlin*, 14 July 2015, <http://www.kremlin.ru/acts/bank/39952> [閲覧 16/9/10].
- 59) *Izvestiya*, 19 May 2015; *Golos*, 17 June 2015, <http://golosinfo.org/ru/articles/18701> [閲覧 16/9/10].
- 60) *Vedomosti*, 21 May 2015.
- 61) *Kommersant*, 11 July 2015.
- 62) *Vedomosti*, 16 June 2016.
- 63) *Novaya Gazeta*, 3 July 2015, <http://www.novayagazeta.ru/politics/69021.html> [閲覧 16/8/10].
- 64) *Kommersant*, 2 July 2015 ; ロシア連邦憲法裁判所決定、2015年7月1日, <http://doc.ksrfr.ru/decision/KSRFDecision200550.pdf> [閲覧 16/9/10].
- 65) *Kremlin*, 14 July 2015, <http://www.kremlin.ru/acts/bank/39952> [閲覧 16/9/10].
- 66) ただし正規の議員給与が減額されたため、下院予算総額は2015年よりも8000万ルーブル縮小となった。*Interfaks*, 18 December, russia/485898 [閲覧 15/12/19].
- 67) *Vedomosti*, 16 June 2015.
- 68) この項目は〈KGI 予備選挙報告書〉に主として依拠。
- 69) *Interfaks*, 22 May 2016, russia/509516 [閲覧 16/5/22].
- 70) 〈KGI 予備選挙報告書〉, p. 17.
- 71) *Vedomosti*, 12 May 2016.
- 72) 〈KGI 予備選挙報告書〉, p. 17-28 ; *Interfaks*, 22 May 2016, russia/509508 [閲覧

- 16/5/23].
- 73) < KGI 予備選挙報告書 >, p. 30.
- 74) *Vedomosti*, 23 May 2015.
- 75) *Vedomosti*, 30 March 2016; *NEWSru*, 27 April 2016, <http://www.newsru.com/russia/27apr2016/nocoalition.html> [閲覧 16/9/5].
- 76) < KGI 選挙登録報告書 >, p. 2
- 77) < 中央選挙委員会インフォメーション >, p.3.
- 78) *Golos*, <http://www.golosinfo.org/ru/articles/111474> [閲覧 16/9/19].
- 79) *Moscow Times*, 13 September 2016.
- 80) < 中央選挙委員会インフォメーション >, p.3.
- 81) *Vedomosti*, 4 July 2016.
- 82) *OSCE Office for Democratic Institutions and Human Rights (Election Observation Mission, Russian federation, State Duma Elections, 18 September 2016), Interim report, 8-29 August 2016*, 3 September 2016, <http://www.osce.org/odihr/elections/russia/262306?download=true> [閲覧 16/9/14].
- 83) 選挙後、下院議長に就任することが明らかとなった。*Vedomosti*, 23 September 2016.
- 84) 一人区 9 人中 6 位 (2373 票) で落選。セヴァストポリ市選挙委員会ウェブサイト ; http://www.vybery.izbirkom.ru/region/izbirkom?action=show&global=true&rot=1000310&tvd=100100067796164&vrn=100100067795849&prver=0&pronetvd=0®ion=0&sub_region=0&type=463&vibid=100100067796164 [閲覧 16/10/12].
- 85) *Moscow Times*, 12 September 2016. ホドルコフスキー支援候補者一覧は <https://ov.openrussia.org/kandidats/> [閲覧 16/9/14].
- 86) *Golos*, 13 September 2016, <http://st.golosinfo.org/2016/09/Otchet-Portret-kandidatov-new.pdf> [閲覧 16/9/14].
- 87) 中央選挙委員会ウェブサイト、http://www.cikrf.ru/analogs/vib_180916/index.html [閲覧 16/9/20].
- 88) 中央選挙委員会ウェブサイト、<http://www.cikrf.ru/news/cec/2016/09/19/02.html> [閲覧 16/9/20]
- 89) *RBK (daily)*, 19 September 2016, <http://www.rbc.ru/politics/19/09/2016/57dfd9ff9a794708966202b3> [閲覧 16/9/21].
- 90) 中央選挙委員会ウェブサイトは投票日翌日の暫定報告で投票率を 47.81% と報告した。<http://www.cikrf.ru/news/cec/2016/09/19/01.html> [閲覧 16/9/20]. 最終結果での比例区／投票用紙交付総数 (5270 万 992 票) を当日の有権者総数 (1 億 1006 万 1200 人) で割った場合、投票率は 47.89% になる。一方、実際に投票箱に投じられた用紙の総数 (5263 万 1849 票) を有権者総数で割ると投票率は 47.82% となる (約 0.07% にあたる 6 万 9143 枚の投票用紙は交付されなが

らも投票されなかったということになる)。また有効投票総数 5164 万 9253 票を有権者総数で割ると投票率は 44.99% となる (無効投票数は約 0.8% で 98 万 2596 票である)。 <http://www.vybory.izbirkom.ru/region/izbirkom?action=show&global=1&vrn=100100067795849®ion=0&prver=0&pronetvd=0> [閲覧 16/09/25].

- 91) *Vedomosti*, 20 September 2016.
- 92) *Kremlin*, 18 September 2016; news/52910 [閲覧 16/9/18].
- 93) *Vedomosti*, 20 September 2016.
- 94) *Ibid.*
- 95) *Vedomosti*, 12 September.
- 96) *Novaya Gazeta*, 18 September 2016, <http://www.novayagazeta.ru/columns/74605.html> [閲覧 16/9/20].
- 97) *Kremlin*, 19 September 2016, news/52913 [閲覧 16/9/20].
- 98) *Rossiiskaya Gazeta*, 19 September 2016.
- 99) *Vedomosti*, 20 September 2016.
- 100) *Novaya Gazeta*, 18 September 2016, <http://www.novayagazeta.ru/columns/74605.html> [閲覧 16/9/20].
- 101) *Kommersant*, 20 September 2016.
- 102) *Vedomosti*, 20 September 2016.
- 103) *Interfaks*, 19 September 2016, russia/528903 [閲覧 16/09/20].
- 104) *Novaya Gazeta*, 18 September 2016, <http://www.novayagazeta.ru/columns/74605.html> [閲覧 16/9/20].
- 105) *Vedomosti*, 20 September 2016.
- 106) *Kremlin*, 23 September 2016; news/52955 [閲覧 16/9/24].

Russian Parliamentary Elections in 2016: competition and control in a competitive authoritarian regime

Kengo NAGATSUNA

This paper analyzes institutions, campaign and results of Russian parliamentary elections on September 19, 2016. Russia can be classified as a typical competitive authoritarian regime. So it is important to clarify ‘competitive’ aspects and ‘control’ aspects in this election process.

Russian political structure consists of three layers. On the first layer, President Putin and his allies rule Russia and decide fundamental policies almost autocratically by controlling mass media, courts, state companies, civic organizations and other main institutions.

On the second layer there is room for some groups of people to advocate democracy, human rights, free political competition, and so on. They are, however, often blocked by local administrators, security officials, grassroots conservative activists and others on the third layer.

In 2011, after December parliamentary elections, people on the second layer protested against election fraud and made street movements in many big cities. Being alerted by this movement, the Kremlin elites on the first layer announced some kinds of liberal political reform, including liberalization of party formation, lowering of the election threshold, and appointment of a respected human right activist as central election committee chief. At the same time, the Kremlin authorities tried to secure their victory by bringing back single member constituencies (a plurality system) with some aspects of gerrymandering. The 2016 parliamentary election was carried out under this (sometimes nominal) liberalized election institutions.

As a result, the ruling United Russia party won two third of seats, while no serious protest against election fraud occurred. So the Russian competitive authoritarian system successfully stabilized itself. The election turnout, however, was extremely low (48%) and people were not so enthusiastic about the election result. Therefore, the Kremlin authorities might reconsider somewhat their way of governing before the 2018 presidential elections, although we cannot say whether they will strengthen control or increase liberal competition.